

長崎市農業委員会 令和3年7月総会 議事録

- 1 日 時 令和3年7月29日(木) 14:00 開会
15:05 閉会
- 2 会 場 長崎市市民生活プラザ会議室(メルカつきまち)(長崎市築町3番18号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩本 隆 岩永 一也
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子
平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀
山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(1名)
山脇 貞雄
- 5 出席推進委員(18名)
池田 憲二 岩尾 直己 城戸 利美 久保 正 田中 幹生
鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世
濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝
森内 悟己 森保 欣也 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(6名)
今村 秀喜 浦川 英敏 尾崎 正孝 川添 孝則 柴原 恵
濱口 敏夫
- 6 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年7月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、7月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。鳥越悦子委員と松尾隆治委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鳥越委員・松尾委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が7件ございます。まず、初めに第1号議案「農地台帳登録申請の承認について」ですが、2番については、第2号議案1番及び第4号番1番と関連がございますので、併せて審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 第1号議案についてご説明いたします。今回は2件の申請がっております。議案書の1ページをご覧ください。第1号議案1番について、ご説明いたします。申請者は、1に記載のとおり、大浦町に設立した〇〇です。構成員は、3に記載のとおり、〇〇と〇〇の2名で、年間の農業従事日数は合計360日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、時津町において賃貸借権の設定を行う時津町日並郷の農地3筆で、イチゴの生産を中心に経営を行うこととしております。なお、賃貸借権の設定につきましては、今月26日に開催された時津町の農業委員会7月総会において、承認されたことを確認しています。農地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。4月8日に時津町農業委員会事務局立会いのもと、事務局で現地の確認を行っております。収穫物につきましては、長崎市大浦町で自社が運営する直売所にて販売するとのことです。主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、動力噴霧器1台、草刈り機2台、軽トラック1台、普通トラック1台を所有しておられます。

続きまして、第1号議案2番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。農地に関する説明は、第2号議案の1番及び第4号議案1番において説明いたしますので、本議案では申請者の就業状況や主な農機具等の内容について説明させていただきます。

ます。申請者は、1に記載のとおり、琴海形上町にお住まいの〇〇さんです。世帯員の構成は、3に記載のとおり、本人と奥さん、及び息子さんの3人で、年間の農業従事日数は合計660日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、今回、農地法第3条により取得する琴海形上町の1筆、及び使用貸借権を設定する同じく琴海形上町の農地1筆、合計2筆の農地でオリーブや柿などの果樹栽培することとしておられます。収穫物につきましては、当面は自己消費や親類に配ることとしておりますが、将来的には直売所等への出荷を考えているとのこと。主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、耕うん機1台、動力噴霧器1台、草刈機2台、軽トラック1台、ユンボ1台を所有しておられます。

引き続き、農地に関する部分につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 それでは第2号議案1番と第4号議案1番は関連がございますので併せてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆774㎡について、琴海形上町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が、耕作管理ができないためであり、譲受人が、新規就農のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものであります。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で660日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得と利用権設定分とを併せて経営面積が2,172㎡であり、新規就農の下限面積1,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、7月19日に山脇貞雄農業委員、田中幹生推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆1,398㎡について、琴海形上町の〇〇さんが、10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3条での取得面積と併せて2,172㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南側に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月19日に山脇貞雄農業委員、田中幹生推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案及び2番に関連する第2号議案及び第4号議案についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について原案のとおり承認すること、及び第2号議案1番について当委員会において許可すること、並びに第4号議案1番について計画相当とみとめることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第1号議案について原案のとおり承認すること、及び第2号議案1番について当委員会において許可すること、並びに第4号議案1番について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から残りの議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書は、3ページをご覧ください。本件は、佐世保市の〇〇さんが所有する、四杖町の農地2筆171㎡について、四杖町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。旧式見高校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが1333番、次が1338番の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で200日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,387㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、7月16日に井川義英農業委員、岩尾直己推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書は、4ページをご覧ください。本件は、川原町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆1,774㎡について、宮崎町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。また、本件は、7月9日に三和地域センター会議室におきまして、あっせんを行い、あっせん委員として森保欣也推進委員、松本貞幸推進委員立会いのもと、あっせんが成立いたしましたので、今回の申請がなされたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不

耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で400日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が17,336㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、7月9日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第2号議案4番についてご説明いたします。議案書は、引き続き4ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆2,042㎡について、琴海戸根町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。また、本件は、7月12日に琴海地域センター長浦事務所会議室におきまして、あっせんを行い、あっせん委員として濱口雅洋推進委員、久保正推進委員立会いのもと、あっせんが成立いたしましたので、今回の申請がなされたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で250日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が10,456.94㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、7月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案2番から4番についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○森山委員 3番、4番についてですが、宮崎町と琴海戸根町においてあっせんが行われたわけですが、参考のためによかったら金額を、どの位違うのかその辺りが明らかになりますので、教えていただければと思いますけれども。

○農地係長 個別の売買価格につきましては、どの案件も特に通常公表等をしておりませんので、今回も価格の公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

— 「以前は公表していたよ」との声あり —

○森山委員 以前は公表していたと思いますけれども、そうそうあっせんする機会もないと思いますが、あっせんする場合には、両方の金額が折り合わないとなかなかまとまらないわけですから、その中に入る農業委員、推進委員の方たちも、やはりある程度金額的なことを…。

○議長 一応、農業委員の方、推進委員の方も、これはプライバシーの関係がございますので、広く公表しないようにしていただくということで、事務局よりお願いします。

○農地係長 それでは結果についてですけれども、宮崎町のほうが、〇〇で決定をしました。琴海戸根町が、〇〇で決定をしております。以上でございます。

○森山委員 あまり変わらないくらいですか。

○農地係長 単価的には、どちらも変わらないくらいです。

○森山委員 あまり地域で差があればどうかなと思ったものですから聞いてみました。

○農地係長 単価はそんなに違いはありませんでした。

○城戸推進委員 関連でいいですか。ちょっと教えて欲しいんですけれども、この特記事項のあっせん事業について、そうそうないとお聞きしたんですけれども、どのような時にこの事業で対応するのか判断がよくわからないんですけれども、この仕事の内容がよくわからないんですけれども。

○農地係長 あっせんを希望される方からあっせんの申出があった場合にこのようなあっせんの場を設けるようにいたしております。

○議長 あっせん事業のメリットを皆さんに説明をお願いします。

○農地係長 メリットとしては、あっせん事業を使って購入した場合に、税の控除を受けられるというメリットがございます。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案2番から4番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案2番から4番について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定によ

る許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆について、琴海村松町の〇〇さんが、自宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。村松小学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。当初、北側の境界付近まで切土を行い、擁壁を造る計画でしたが、造成費が高額となったことから、現在の擁壁の位置となっております。雨水排水につきましては、敷地内にU字溝を設置し、既存の溜枡へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ接続いたします。次が、断面図になります。次が、現地の写真です。立会につきましては、7月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き5ページをご覧ください。本件は、横浜市の〇〇さんが所有する現川町の農地2筆について、矢上町の〇〇さん、〇〇さん夫妻が、一般住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。現川駅の北東に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。薄い緑色部分の市街化区域と市街化調整区域にまたがって住宅が建築される計画となっており、市街化区域部分の転用につきましては、転用届出を受理しております。また、許可の対象であります2筆の土地は、地目が雑種地ではありますが、固定資産税が農地で課税されるなど、現況が農地であることから、農地法上の対象となる農地となり、転用許可が必要となります。次が、現況平面図でございます。薄い緑色の部分が市街化区域でそれ以外が市街化調整区域となります。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ接続いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、7月16日に後山裕義農業委員、池田憲二推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第3号議案3番についてご説明いたします。議案書は引き続き5ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆について、小瀬戸町の〇〇さんが、一般住宅として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当する

ものと判断されます。次が、現況平面図でございます。雨水排水につきましては、水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ接続いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、7月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。議案書は引き続き5ページをご覧ください。本件は、泉町の〇〇さんが所有する泉町の農地1筆について、琴海戸根町の〇〇が、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。浦上水源地の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、駐車場配置図でございます。普通車2台、10tトラック4台、7tトラック1台の計7台分の駐車を計画しております。〇〇の現在の駐車場は、本店近くに賃借していますが、泉2丁目に本店移転を計画しており、移転先に近い場所に駐車場を確保する目的で、今回、申請がなされたものでございます。雨水排水については、U字溝を設置し水路へ放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。立会につきましては、7月19日に石橋一次農業委員、森内悟己推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について」事務局から残りの議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、北浦町の〇〇さんが所有する、早坂町の農地1筆1,035㎡について、茂木町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。

設定後の経営面積は、4,530 m²となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道長崎ICの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は、7月1日に山口眞佐栄農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、宮崎町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆1,623 m²について、小ヶ倉町3丁目の〇〇さんが5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,623 m²となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月9日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。議案書は、引き続き7ページをご覧ください。本件は、鶴見台1丁目の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆494 m²について、晴海台町の〇〇さんが、5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、494 m²となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月9日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案5番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、川原町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆500 m²について、ダイヤランド2丁目の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、500 m²となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月9日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案6番についてご説明いたします。議案書は、引き続き8ページをご覧ください。本件は、諫早市の〇〇さんが所有する木場町の農地9筆2,473.85 m²について、勝山町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,473.85 m²となり、利用につきましては、野菜や観葉植物の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、3枚ほどございます。現地調査は7月15日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案7番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地2筆2,814㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,814㎡について、20年間の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,814㎡となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は6月15日に平尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案8番についてご説明いたします。議案書は、引き続き9ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆2,449㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,449㎡について、10年間の賃貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、31,878㎡となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は6月15日に平尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案9番についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地6筆3,407㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地6筆3,407㎡について、20年間の賃貸借により、琴海戸根町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,407㎡となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案10番についてご説明いたします。議案書は、引き続き10ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,476㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,476㎡について、10年間の賃貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,641㎡となり、利用につきましては、柑橘類の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。パサージュ琴海ゴルフクラブの南東に位置しております。次が、拡大したものに

なります。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案11番から14番につきましては、関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の11ページから12ページをご覧ください。11番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地3筆2,478㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,478㎡について、10年間の賃貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、12番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地3筆5,290㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆5,290㎡について、10年間の使用貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、13番は、琴海尾戸町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆2,602㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,602㎡について、10年間の賃貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、14番は、東彼杵郡川棚町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆634㎡について、長崎県農業振興公社が10年間使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆634㎡について、10年間の使用貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

設定後の経営面積は、26,486㎡となり、利用につきましては柑橘類の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。11・12番の航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したのになります。こちらが、11番と12番の拡大した写真、次が、12番の拡大した写真になります。次が、11番の現地の写真です。次が、12番の現地の写真です。続きまして、13・14番の航空写真でございます。琴海中学校の東側と北東に位置しております。次が、13番の拡大した写真になります。次が、14番の拡大した写真です。次が、13番の現地の写真、次が、14番の現地の写真です。現地調査は、6月15日及び7月15日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案15番についてご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆2,794㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,794㎡について、10年間の賃貸借により、滑石3丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,200㎡となり、利用につきましては、アスパラガスの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。

琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案16番についてご説明いたします。議案書は引き続き13ページをご覧ください。本件は、諫早市の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地3筆1,619㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆1,619㎡について、5年間の賃貸借により、愛宕3丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,619㎡となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山ダムの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案2番から16番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番から16番について、計画相当と認めることことに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番から16番について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番と2番につきましては関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。1番は、令和元年8月に中間管理機構へ利用集積した長浦町の農地2筆1,592㎡について、賃貸借により琴海尾戸町の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の7年11ヶ月となっております。

続きまして2番は、令和元年10月に中間管理機構へ利用集積した長浦町の農地1筆523㎡について、賃貸借により琴海尾戸町の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の8年1ヶ月となっております。配分後の経営面積は、10,821㎡となり、今回配分された農地では、イチゴの栽培を予

定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は7月15日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

○上川委員 先ほどの平利樹さんの件ですが、何名くらいでこのイチゴの経営をされていますか。

○議長 両親と自分たち夫婦の4名です。しかし、かなりお父さんも果樹とか野菜とか幅広く作っておられます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、異議なしとすることに決定いたします。

○議長 続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の15ページから30ページにかけて掲載しております。30ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は赤首町の683筆、183,774㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。赤首町の全体の航空写真でございます。また、南側部分は、令和2年9月に、非農地判断が既に済んでおります。次が、拡大した写真になります。拡大した写真が、4枚ございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、6枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年5月11日に鶴田安明推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第6号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書の31ページをご覧ください。申出件数が6件、合計筆数が7筆、合計面積で10,194㎡について

て、非農地通知申出が提出されております。2番は、愛知県豊田市の〇〇さんが所有する松崎町の農地1筆で、面積は3,207㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎リハビリテーションの北東に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、7月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして、3番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地1筆で、面積は366㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、7月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして、4番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地1筆で、面積は357㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、7月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして、5番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地1筆で、面積は132㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、7月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして、6番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する三京町の農地2筆で、面積は533㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三京クリーンセンターの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、7月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして、7番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆で、面積は5,599㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海赤水公園キャンプ場の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、7月15日に平尾政博農業委員、久保正推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第7号議案「農地の賃借料情報の提供について」ご説明いたします。別添の議案書をご覧ください。平成21年の農地法の改正により、標準小作料制度が廃止され、農地法第52条の規定により、農業委員会が、実勢の賃借料情報を提供するものでございます。賃借料データにつきましては、令和2年4月から令和3年3月までの過去1年間分の農地法第3条申請、農用地利用集積計画・農地利用配分計画から算出するものですが、単年の締結分のみではデータ数が不足し、平均の額を算出するにはバラツキが出るため、以前の締結分であっても、現在も賃貸借契約が継続しているものにつきましては、おおむね5年間分をデータとして採用し算出しております。また、それでも5件以上のデータがない場合には、参考として以前の価格を計上しております。

それでは、2ページをご覧ください。賃借料水準は10a当たりということで、1田、2畑、3樹園地の順で掲載をしております。田につきましては、琴海地区の基盤整備地区で、80件のデータがあり、最高額が28,700円、最低額が9,200円ということで、平均額の16,700円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区、茂木地区、旧長崎地区につきましては、データ件数が4件以下のため、参考といたしまして昨年度公表していた賃料を計上しております。

2番目に畑でございます。琴海地区の基盤整備地区で、48件のデータがあり、最高額が30,300円、最低額が9,600円ということで、平均額の20,700円を計上しております。あとは同様に、琴海地区から旧長崎地区までを算出しておりますが、外海地区、高島地区につきましては、データ件数が4件以下のため、昨年度公表していた賃料を計上しております。

最後に3番目の樹園地でございます。長崎市全域として、129件のデータがあり、最高額が18,400円、最低額が4,200円ということで、平均額の7,200円を計上しております。

次に3ページをご覧ください。参考といたしまして、平成28年度から令和2年度までの賃借料水準の推移を掲載しております。続きまして、4ページをご覧ください。長崎市の地図の中に賃借料の情報を掲載しております。賃借料の情報は、新しい数値を、ホームページ上で公表し、農委だよりの次号に掲載するということで議案として上げております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第7号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 報告事項1についてご説明いたします。資料の1ページから5ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、13件の届出がありました。続きまして、資料の6ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、2件提出されました。続きまして、資料の7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、5件提出されました。合計20件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、7月9日に開催されました。資料は、8ページと9ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「農業委員等の公務災害補償制度」について、事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 報告事項3についてご説明させていただきます。資料は別途配付しております冊子をご覧ください。今年度も、長崎県農業会議から農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について加入の案内がっております。資料1ページの大きな1の加入方法についての1、制度のあらましにありますように、この保険制度は、一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約になっております。被保険者である農業委員等が公務従事中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合に保険金が支払われるという制度でございます。3の保険期間は、毎年10月1日16時から1年間となっております。4の保険料ですが、表に記載のとおり農業委員及び推進委員が対象になるのは、A型からC型までの3区分となっておりますが、これは年間の平均活動日数によって区分されるものでございます。昨年の活動記録カードの実績を参考にしますと、年間60日には満たない状況ですので、加入するのであれば現在加入しているものと同様のA型になります。なお、1口あたりの保険料については、例年の内容と変更はあっておりません。5の補償内容につきましても、資

料に記載されておりますように、例年の内容と変更はあっておりません。6の加入口数と型につきましては農業委員会単位で加入することとなり、加入者全員が同一口数で加入することとなります。この保険には、長崎市農業委員会として毎年加入しており、昨年度はA型1口1,000円に3口3,000円で加入しております。そこで、今年度につきましても、加入するか、しないかについて皆さんのご意見をお伺いし、加入するのであれば、例年どおりA型に3口加入とし、年額保険料の3,000円を8月分の委員報酬から引き去る方法でよろしいかということにつきましてご協議をお願いしたいと思います。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、公務災害補償制度の申込み口数について、先日開催された運営委員会の中で昨年と同様の条件でどうだろうかとの意見がございましたが、他にご意見等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、昨年と同様A型3口、3千円ということで申込みをしたいと思えます。また、先ほど説明がございましたが、保険料の徴収方法については、8月の委員報酬から年額保険料の3千円を差し引くこととさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施する必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を実施する関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと規定されており、これに基づき、今年度も長崎市に対し、意見書を提出することとしております。資料の1ページから3ページの内容につきましては、7月27日現在、各地区で取りまとめたいただいた内容を掲載しております。事務局で少しだけ表現等を整理しておりますが、基本的にはそのままの状態です。3ページをご覧ください。長崎市に意見書提出するまでの今後の予定ですが、現在の内容をベースに再度各地区で改めて協議の場を持っていただき、意見の趣旨や説明文など内容におかしい部分がないか、また、先ほどお配りしております長崎県農業会議から長崎県に提出された意見書とその回答などを参考にしながら、他に意見として出す項目がないかなどご確認を行っていただきたいと思えます。その結果を各地区の運営委員の方にとりまとめたいただき、9月の運営委員会前までに事務局へ報告をお願いします。その内容を事務局及び運営委員会で整理し、9月の総会で意見書案としてお示しさせていただきます、また委員の皆さんでご協議を行っていただきたいと思えます。最終的に10月の総会で意見書案として付議させていただきます、審議・決定を行ったのち、11月総会前に長崎市に意見書を提出する予定としておりますの

で、よろしく申し上げます。説明は、以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 今、事務局から説明がありましたとおり、8月に各地区で内容をもう一度煮詰めていただいて、付け加える点がないか、変更点がないか協議をして、最終的な地区の意見の提出をお願いしたいと思います。

他にないようでしたら、続きまして、その他の事項2「違反転用防止強化月間事業について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 令和3年度における違反転用防止強化月間事業についてご説明いたします。資料の4ページから8ページをご覧ください。当該事業につきましては、かけがえのない農地を守り活かすため、違反転用防止月間を設けて、各広報活動により、違反転用に対する意識を喚起するとともに、農地パトロールによって、違反転用の状況把握を行うことを目的として、毎年、8月に行っておりますが、本年度につきましても8月1日から8月31日までを、強化月間として事業活動を行うこととなります。活動内容としましては、4ページの3、月間事業活動内容をご覧ください。①の農業委員及び推進委員による担当地区の農地パトロールについてですが、農業委員さんにより各担当地区の見回りを推進委員さんの協力を得ながら行うことにより状況を把握していただき、違反転用を発見した場合には、農地所有者に対して事情を聴取し、指導等を行い、8ページの別紙3「農地違反転用報告書」により事務局へ報告をしていただきたいと思います。

続きまして、②の広報等による周知ですが、「週間あじさい」でのテレビ放送、「市政だより」でのラジオ放送及び「広報ながさき」、「農委だより77号」への掲載を予定しております。

続きまして、③のポスター掲示ですが、市役所本館玄関ロビー、各地域センター及び農協に、5ページに掲載しております別紙1のポスター、A3版を掲示いたします。また、昨年同様、長崎県建設業協会及びその長崎支部にもポスター掲示の依頼を行っております。

続きまして、④のチラシ配布ですが、市関係部局及び農協へ、6ページから7ページにかけて掲載しております別紙2の両面チラシを配布いたします。

以上が違反転用防止強化月間事業の概略となりますが、各農業委員におかれましては、推進委員の皆様と協力しながら、農地パトロールを実施していただきますようお願いいたします。なお、違反転用か否か判断が難しい状況がございましたら、その都度事務局へご相談いただきますようお願いいたします。説明は以上でございますが、ここで利用状況調査の野帳の回収についてお知らせが一点ございます。6月に配布しております野帳を、次回の8月の総会時に回収しますのでご持参いただきますようお願いいたします。お知らせ

は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

○上川委員 違反転用ということで担当地区の山口委員さんにも来ていただいて、事務局も昨年、前事務長の折からも対応を協議していただいて、地権者及びその借地人に対して申し入れをしているんですが、太陽光発電施設が、現在も解決の道に至っていない。本人もそういう意思がない、というようなことを言ってきております。このようなことであれば、私どもがパトロールをして、事務方に報告をしても何ら意味がないということ、この間代わられてすぐだったんですけども、事務長にも申し入れをして現在に至っております。でも、現在も変わっていない。このことを真剣に考えていただかないと、私どもが普段やっていることが、意味しないということ、市全体として取り組んで考えをいただきたいということ、今ここで申し上げをさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。事務長。

○事務長 上川委員のご質問ですけれども、私どもも今年、前事務長から引継を受けまして、違反転用で勝手に太陽光発電をやっているというようなことを聞いております。そこで、先月、違反転用ということで、許可権者の県の方に相談に行きました。そうした時に、私達もいろいろ現場を見て写真等も実際に撮って持っていきました。写真を見る限りでは、例えば基礎部分が固定されていないとか、高さが2m以上あるとか、そういうふうな設備ということで、見た目上はしっかりと営農計画書を出していただければ、追認という可能性もあるというふうなお話をいただいて、動いております。そしてまた、この当事者の方、土地の所有者とここで太陽光をされている、このお二人をお呼びして、是正する気持ちがあるのかというふうなことを問いただしております。それで、ご本人からは、是非営農計画書を出したいということと言われておりますので、私達も今それを待っている状態ですけれども、上川委員の言われるように私達も逐次連絡を取って、是正をしていただけるような動きは今後も続けていきたいと思っております。ただ、なかなか営農計画書というのを見た方もいらっしゃると思うんですけども、一般的に、耕作する農地の8割くらいが、収穫が上がらなければいけないとか、そういうものを出さなければいけませんので、そう簡単には出ないと思うんですけども、ただ、ご本人も努力するとおっしゃっていますので、ここはもうしばらく様子を見ていきたいと思っておりますし、定期的に私達もその方にお声かけをしていきたいと思っておりますので、上川委員が言われますように、こういうことを野放しにしていたら、農地パトロールの意味がないじゃないかということはおもったものですので、私達もしっかり是正していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○上川委員 今一度、追加で申し上げさせていただければ、委員会の中に地理的調和要件ということで、住民との関係性、住民の理解を得ているのかというようなことに対して申しますと、自治会を通じても、住民の農業者を通じても、一切そういう話は受けていないということがあっております。個人的に太陽光施設の事業をやりだしたということで、私どもにも「あそこは何をしているんだ」ということで、我々は全然地域として許可をしていない、ということの前段に覚えておいていただいて、これからの判断を待ちたいと思います。

○議長 そういうことで、事務局としても努力をしていただくということで、お願いいたします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 先ほど事務局からお話がありましたように、保留となっているような案件もあるわけですが、現在コロナ禍ではありますが、農業委員さんと推進委員さんができましたら、一緒に、密にならないようにご配慮をいただいて、パトロールをしていただければと思います。よろしく願いをいたします。

ないようでしたら、続きまして、その他の事項 3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 3 及び 4 について、続けてご説明させていただきます。まず、その他の事項 3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況」でございます。資料の 9 ページをご覧ください。令和 3 年度の目標部数は 148 部となっております。先月の報告以降の増減はなく、現在の購読部数は 133 部、目標部数に 15 部足りない状況となっております。今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」ですが、資料の 10 ページ及び 11 ページに「令和 3 年度上半期の活動記録集計表」を記載しております。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農地利用最適化交付金の活動実績の配分を受けるための証拠書類にもなりますので、毎月ご提出いただく前に、活動内容の記入漏れがないかなどご確認の上、提出いただきますようお願いいたします。なお、各地区の委員で協議をされた地区につきましては、その場でこの農地利用最適化交付金の補助金の説明も事務局の方からさせていただきます。また、地区で協議の場を持っていらっしゃる地区におきましては、改めて、協議の際に補助金等についての説明をさせていただきますので、協議を開催する日がわかりましたら、事務局の方にご連絡をお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問

等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 今、農政管理係長からありましたように、できましたら先ほどの農地違反転用のパトロールとか、意見書の内容を協議したりする時に、できたら事務局に声をかけていただいて、そうすれば、事務局の職員も担当が来ますので、一緒になって活動をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここには載っておりませんが、農業者年金の推進を、3名の新規加入が目標ですので、今度、推進協議会をやらないといけないのではないのでしょうか。各地区からできれば一人ずつくらい探していただければ、と思っておりますので、よろしく願いをいたします。

他にございませんか。なんでも結構です。ないようでしたら、最後にその他の事項5「令和3年8月、9月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料は12ページをご覧ください。はじめに、8月の予定ですが、4日水曜日に令和3年度長崎市認定農業者連絡協議会総会及び研修会が開催され、会長が出席される予定です。5日木曜日、第71回長崎市農業振興会役員会及び総代会が開催され、会長及び事務長が出席します。10日火曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席予定です。23日月曜日、14時から農業委員会運営委員会、30日月曜日、農業委員会総会、通常14時からとなっておりますが、8月の総会につきましては、13時30分時からということで、開始時間が、いつもより30分早まっておりますのでご注意ください。場所は、新興繕メモリアルホールを予定しております。総会終了後、長崎県農業会議が主催する地区別農業委員・推進委員研修会が2時間ほど予定されております。

次に、9月の予定ですが、10日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会、22日水曜日、農業委員会運営委員会、29日水曜日、農業委員会9月総会を予定しております。8月、9月の行事予定については以上です。

○議長 ありがとうございます。8月の総会の後の地区別委員研修会ですけれども、新しい委員の方は経験しておられませんが、いつも長崎西彼地区は、一緒に研修を行っていたんですけれども、昨年から、コロナ禍の中では、各委員会ごとに研修を行うことにしておりますので、この研修会には是非、欠席をしないように出席のほどお願いいたします。それではこれで7月の農業委員会総会を終了させていただきます。

議 長
(平尾 政博)

議事録署名人
(鳥越 悦子)

議事録署名人
(松尾 隆治)
